

令和7年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) 処理区域 大樹町全域

(2) 計画期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

(3) 発生量（処理量）の見込み

①家庭系ごみ・事業系ごみ

(単位：t/年)

廃棄物の種類	発生量 (計)	内 訳			
		家庭系			事業系
		収集	持込	計	
可燃ごみ	1, 483	440	163	603	880
不燃ごみ	204	138	32	170	34
資源ごみ	191	143	3	146	45
計	1, 878	721	198	919	959

②し尿・浄化槽汚泥等

(単位：kℓ)

	発生量 (計)
一般し尿	1, 895
浄化槽汚泥	395
計	2, 290

2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(1) 排出抑制の促進

「家庭ごみの分け方・出し方」の配布	分別区分の理解を深めるため、主に排出されるごみを図で示したポスターを転入者等に配布し、分別収集、リサイクル及びごみの適正処理を推進する。
「ごみ分別辞典」の公開	ごみの分別方法を細かく記載した分別辞典を町ホームページに公開し、分別収集、リサイクル及びごみの適正処理を推進する。
広報たいきでの広報活動	ごみの減量化、分別ルール of 浸透などを図るため、広報紙による啓発を行う。
ホームページ・SNSでの広報活動	ごみの分別、減量、リサイクルを中心とした電子媒体での啓発、情報提供を行い、分別収集の意義や必要性の周知に努める。
町内会活動との連携	町内会と連携してゴミステーションの管理、清掃及びごみの適正処理を効果的に行う。 また、説明会等の啓発活動を積極的に行い、住民一人一人の分別意識の向上を図る。
事業者に対する指導	事業系一般廃棄物の減量、再資源化を図るため、廃棄物の適正処理の指導を行い、排出抑制や再利用の促進に努める。

(2) 資源化等の促進

容器包装廃棄物の資源化	リサイクルの推進と埋立地の延命化を図るため、缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装等の分別収集を実施し、リサイクルセンターで選別、圧縮等の中間処理を経て、指定法人などに引き渡し資源化を推進する。
水銀含有廃棄物の資源化	水銀等の重金属を含有している電池・蛍光灯・電球を分別収集し、再資源化事業者へ引き渡し、資源化を行う。
金属類の資源化	燃えないごみ・粗大ごみの選別・破碎処理により得られた金属類を再資源化事業者に取り渡し資源化を進める。
紙類の資源化	ダンボール、新聞、雑誌、雑紙等の分別収集を実施し、再資源化事業者に取り渡し資源化を推進する。
使用済小型電子機器等の資源化	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、有用金属（レアメタル等）を含む使用済小型電子機器等の回収を実施し、国の認定を受けた認定事業者に取り渡し資源化を推進する。
その他の資源化	資源化可能である資源物は、可能な限り再資源化を推進する。

(3) 廃棄物の適正処理

家電リサイクル法対象機器の適正処理	「家電リサイクル法」の対象となるテレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンは、収集、運搬及び処分をせず、法に基づき適正な処理を行うよう啓発する。
産業廃棄物の適正処理	一般廃棄物と産業廃棄物の区分を町民に明らかにし、産業廃棄物は、事業者が自ら処理するよう啓発に努める。
不法投棄抑止の啓発	不法投棄に対し、広報を活用した積極的な啓発を行う。 また、監視を行い、不法投棄やポイ捨て抑止に努める。

3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) 家庭系ごみ（別表1）

次の①から⑤までのものは、地域等で設定した集積所排出を原則とする。

ただし、処理施設への自己搬入は、必ず施設職員の確認を受ける。

- ①燃えるごみ
- ②燃やせないごみ
- ③燃えないごみ・危険ごみ
- ④粗大ごみ
- ⑤資源ごみ

(2) 事業系ごみ

事業者は自ら処理することを原則とするが、自らが処理できない場合は、自ら町が指定する処理施設へ搬入するか、又は、町が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する。

- ①燃えるごみ
- ②燃やせないごみ
- ③燃えないごみ・危険ごみ
- ④粗大ごみ
- ⑤資源ごみ

(3) し尿及び浄化槽汚泥

各家庭等から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、町が許可した収集運搬業者（し尿・汚泥）の専用機材で収集し、町が指定する処理施設に搬入し処理する。

(4) 災害時に発生する廃棄物

収集運搬処理委託業者と連絡調整し、町が指定する処理施設に搬入し処理する。

(5) 町が収集及び受入しないもの

①家電リサイクル法の対象となる機器

テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン。

②南十勝環境衛生センターで処理できないもの

パソコン、タイヤ、ホイール、バッテリー等自動車部品、エンジンオイル、バイク、ガスボンベ、消火器、農薬類、農機具、漁網、ロープ、建築廃材（物置等を取り壊した廃材や鉄板も含む）。

③産業廃棄物として法令に規定されているもの。

4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集運搬計画

①ごみ

一般廃棄物の種類		収集地区	収集体制	収集回数	収集体制
家庭系	燃えるごみ	市街地 郡 部	集積所収集	週 2 回	町(委託) 自己搬入 (詳細日程等は 別表 1 参照)
	燃やせないごみ			週 1 回	
	燃えないごみ・ 危険ごみ			週 1 回	
	粗大ごみ			週 1 回	
	資源ごみ			週 2 回	
事業系	燃えるごみ 燃やせないごみ 燃えないごみ 危険ごみ 粗大ごみ 資源ごみ	戸別収集	随時	随時	自己搬入 許可業者

②し尿及び浄化槽汚泥

一般廃棄物の種類	収集形態	収集回数	収集体制
し 尿	戸別収集	随時	許可業者
浄化槽汚泥	戸別収集	随時	許可業者

(2) 処理計画

①ごみ

一般廃棄物の種類		搬入先	実施主体	処理方法
燃えるごみ		南十勝環境衛生 センター	組合	焼却
燃やせないごみ			組合	破碎、埋立、一部焼却
燃えないごみ・ 危険ごみ			組合	分別、破碎、保管、資源化
粗大ごみ			組合	破碎、焼却、埋立
資源 ごみ	びん※ ₁ プラスチック製容器包装※ ₂ ペットボトル※ ₃ 発泡スチロール※ ₄ アルミ、スチール缶 新聞紙 雑誌 雑紙 ダンボール 紙パック	南十勝リサイクル センター	組合	選別 選別、圧縮 選別、圧縮 選別、減容 選別、圧縮 選別、直接資源化 〃 〃 〃 〃

※ 1 びんは選別後、(財)日本容器包装リサイクル協会に委託し、資源化する。

※2 プラスチック製容器包装は、選別圧縮後、(財)日本容器包装リサイクル協会に委託し、資源化する。

※3 ペットボトルは、選別圧縮後、(財)日本容器包装リサイクル協会に委託し、資源化する。

※4 発泡スチロール、アルミ・スチール缶、新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボール、紙パックは、処理後資源物取扱業者に売却する。

②収集運搬委託業者

ごみの種類	委託区域	委託業者	住所
家庭系ごみ	大樹町全域	有限会社 大樹清掃社 代表取締役 小川津久鶴	広尾郡大樹町柏木町11番地15
		有限会社 南十勝衛生社 代表取締役 野澤 卓司	広尾郡大樹町字下大樹62番地の4

③し尿及び浄化槽汚泥

一般廃棄物の種類	搬入先	搬入量	実施主体
し尿	十勝川浄化センター	1,895kl	許可業者
浄化槽汚泥	十勝川浄化センター	395kl	許可業者

5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) 焼却、破碎施設

区分	施設概要
施設名称	南十勝環境衛生センター
所在地	広尾郡広尾町字紋別760番地の3
供用開始	平成5年12月
処理能力	焼却：14t／8h×2炉 破碎：10t／5h
受入対象物	燃えるごみ、燃やせないごみ、燃えないごみ、危険ごみ、粗大ごみ

(2) 資源化施設

区分	施設概要
施設名称	南十勝リサイクルセンター
所在地	広尾郡広尾町字紋別760番地の3
供用開始	平成10年4月
受入対象物	資源ごみ（びん、プラスチック製容器包装、ペットボトル等）

(3) 最終処分場

区分	施設概要
施設名称	南十勝廃棄物処理センター
所在地	広尾郡大樹町字萌和394番地2
供用開始	昭和62年4月
処理容量	101,960m ³
埋立工法	セル式＋サンドイッチ式の併用

(4) し尿及び浄化槽受入施設

区分	施設概要
施設名称	十勝川流域下水道浄化センター浄化槽汚泥等受入施設
所在地	帯広市西18条北3丁目
供用開始	平成30年4月
処理能力	170kl/日

(別表1)

種別	分類内容	排出方法	収集日
燃えるごみ	生ごみ、汚れた紙、木くず、ぬいぐるみ、衣類等の可燃性のもの	【有料】 町指定袋	週2回収集 市街地：月・木 郡 部：火・金
	紙おむつ	【無料】 透明か半透明の袋に入れて、袋に「おむつ」と記載	
燃やせないごみ	ゴム製品等で燃やすと有害物質の発生のおそれのあるもの（プラスチック製容器包装は除く。）	【有料】 町指定袋	週1回収集 全 町：水曜日
燃えないごみ・危険ごみ	金属類、陶磁器類、ガラス、使用済乾電池、蛍光管・電球等（2分類）	【有料】 町指定袋	週1回収集 全 町：水曜日
粗大ごみ	家具類、家電類、寝具類、自転車等	【有料】 町指定袋（45ℓ）を1枚し ばりつけるか、貼り付け	週1回収集 全 町：水曜日
資源ごみ	ダンボール、新聞紙・チラシ、雑誌・本、ペットボトル、トレイ・発泡スチロール、紙パック、雑紙、缶、びん、プラスチック製容器包装（10分類）	【無料】 透明か半透明で中身が確認できる袋	週2回収集 市街地：月・木 郡 部：火・金
すべての自己搬入	燃えるごみ、燃やせないごみ、燃えないごみ・危険ごみ、粗大ごみ	【有料】 150円/10kg 搬入物を問わず全て量目 に応じ納付	
	資源ごみ	無料	